

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年4月12日

さいたま地方法務局 熊谷支局

登記官 山本 純子

記

意見又は資料の提出先

熊谷市筑波三丁目39番地1（〒360-0037）

さいたま地方法務局 熊谷支局登記部門

048-524-8805 ナビダイヤル②番

(別紙)

管理番号	所在	地番	地目	地積
第0303-2024-0039号	熊谷市久保島字東八幡	718番1	墓地	105㎡
第0303-2024-0040号	熊谷市久保島字下川原	1985番5	公衆用道路	33㎡
第0303-2024-0041号	熊谷市久保島字宮前	2134番	畑	46㎡
第0303-2024-0042号	熊谷市原島字中ノ道	1198番	墓地	23㎡
第0303-2024-0043号	熊谷市原島字中ノ道	1167番2	畑	39㎡
第0303-2024-0044号	熊谷市原島字中ノ道	1194番	墓地	132㎡
第0303-2024-0045号	熊谷市東別府字東耕地	872番1	山林 墓地	69㎡ 19㎡
第0303-2024-0046号	熊谷市東別府字埋鳥	672番2	宅地	15・28㎡